

角輪組の朝鮮江原道漁業進出（Ⅲ）

内 藤 正 中

（鳥取短期大学非常勤講師・元鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所所長・島根大学名誉教授）

The Extension of Fishing Grounds to Kwangwon-do, Korea
by the Kakuwa-gumi (III)

NAITO Seichu

2005年3月

北東アジア文化研究 第21号

鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所

角輪組の朝鮮江原道漁業進出（Ⅲ）

内藤正中

(鳥取短期大学非常勤講師・元鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所所長・島根大学名誉教授)

The Extension of Fishing Grounds to Kwangwon-do, Korea
by the Kakuwa-gumi (III)

NAITO Seichu

キーワード：韓国江原道 (Kwangwon-do, Korea)、
朝鮮海出漁 (fishing grounds in the Korean Sea)、
鳥取角輪組 (Tottori Kakuwa-gumi)

はじめに

鳥取県岩井郡大岩村（現岩美郡岩美町）の奥田亀造・徳田平市兄弟による朝鮮江原道への漁業進出について、奥田の『明治35年韓国東北海岸漁業探検出漁日誌』を中心に、奥田兄弟が江原道長箭に設立した株式会社角輪組関係資料などによって拙稿を発表した¹⁾。ただそこでは、いくつかの課題について、資料上での制約から解明しないままでいた問題点を本稿で取り上げて、鳥取県漁民による朝鮮海出漁の実態を明らかにしてゆきたいと思っている。

その第1は、奥田兄弟に先がけて、1893年（明治26）に朝鮮海に出漁した河村郡泊村（現東伯郡泊村）の竹田虎藏ら6名についてである。これまで『鳥取県史』の簡単な記述だけにもとづいて、最初の朝鮮海出漁者とされていたが、今回『大日本水産会報』所載の「朝鮮近海水漁報告」を通じてその全容を知ることができ、『鳥取県史』での記述の誤りを訂正する必要に迫られたのである。

第2には、奥田の『出漁日誌』に記されているように、江原道沿岸のいくつ

かの漁村では、そこに根拠地を置いて地曳網を操業したいという奥田の申し出が拒否されたことをめぐる問題についてである。奥田としては、所持していた韓国政府の入国許可證、釜山税關への漁業税納入で得られる免許鑑札などを提示して交渉したにもかかわらず、地元漁民や郡庁役人には受け入れてもらえたかったという不満を表明している。このことについて、奥田は郡守が拒否したことは日朝漁業規則についての無理解が原因であると抗弁しているが、奥田の認識を正当なものといえるかどうかということである。

第3には、奥田が初めて出漁した1902年（明治35）当時の江原道漁業の実態と漁民の動向についてである。このことについては、釜山に設立された朝鮮漁業協会なり朝鮮海通漁組合聯合会による巡邏報告が『大日本水産会報』に掲載されており、江原道沿岸海域への日本人漁民の出漁を勧奨する視点からの情報提供が行われていた。このことから当時の関係者が、江原道の漁業をどのように見ていたか、漁村社会をどうとらえていたかを知ることができるわけで、江原道に漁業進出を考えていた日本人漁業者がどのような認識をもって現地漁民と接触していったかを知る手がかりになるものと思っている。

なお、本稿でもっぱら利用する資料は『大日本水産会報』所載の記事であるが、同誌から主要記事を摘録して編集した李鐘學編『韓日漁業関係調査資料』（史芸研究所、韓国水原、2000年）によっていることを付記しておく。

1 竹田虎藏の朝鮮近海出漁

『鳥取県史』は、1893年（明治26）、泊村の竹田虎藏外3人が、「対馬を根拠に南鮮沿海の漁業に従事」したこと、95年度には補助が与えられたが、病人が出たため96年1月に帰国したと記している²⁾。

竹田の出漁については、93年6月19日に對馬から発出した「朝鮮海出漁日誌」が7月12日の『山陰新聞』紙上に報じられている。ただこの記事は、竹田自身が執筆したものではないようで、漁の合い間に竹田の話を聞いて誰かがまとめて新聞社に送ったものと思われる。内容は、5月6日に鳥取県の泊港を出港して、山口県玉江浦を経て5月23日に對馬に到着、6月10日夜出漁中に大風にあって漂流、翌11日に朝鮮の釜山港に入るまでの経過を對馬に帰って話をした

ことによる。主内容は、玉江浦での情報収集である。玉江浦は竹田らが乗っている改良漁船の発明者が同地に居住していることから途中で訪問し、水先案内人の雇入れ斡旋を依頼するとともに、朝鮮や對馬の漁況や民情などについての情報を得ることが目的になっていた。なお、竹田らが使用した改良漁船は、大風にあって多くの船が難破したにもかかわらず堅固であったこと、しかし夏の鯖漁には適しておらず、秋の延縄漁には良いだろうと報告している³⁾。

いま一つは、鳥取県による「朝鮮近海出漁報告」で、『大日本水産会報』第141号に発表されている⁴⁾。1894年（明治27）3月刊であるから、帰国した竹田の報告を受けて鳥取県勸業課がまとめたものと思われる。前述の新聞記事と比較してみると、日程には相違がみられるが、5月8日の泊出港以降、日を追って行程の詳細を日記風に記している。

竹田虎藏は27才、同行したのは島崎正藏32才、高橋七藏26才、岩杉喜代松22才、高橋久平50才で、これに荒木辰治53才が便乗、計6名が改良漁船に乗組んで出漁した。このうち荒木は6月に対馬で別れ、借舟で烏賊漁に従事する。

さて泊港を5月8日に出て、5月19日に山口県玉江浦に着船する。同地を訪ねたのは、改良船が同地でつくられたもので、部分的に修繕する必要があったこと、同地からは毎年鱈漁で朝鮮に行っているので、朝鮮漁業の状況を教示してもらうとともに、水先案内者を雇入れるためであった。かつて玉江浦の漁民が泊村に漂着して死亡したという関係からで、泊の竹田らには玉江浦に知人がいたことも理由になっている。水先案内者はすでに出漁中のこととて得られなかつたが、朝鮮海出漁については以下の情報を得ることができた。

すなわち、玉江浦から朝鮮海への出漁は、旧暦の8月から12月までは鱈漁、正月に一時帰国し、再び1月下旬から鯛漁に出かけ、4月10日の祭日まで帰国する。以降旧の7月までは大漁船は出さず、小船を出漁させる。その場合も10~20日間位の短い期間で、對馬の適当な港に入って漁獲物を販売することにしていた。朝鮮海での漁業は潮流の関係が大きく左右するので、まず對馬に行つて鯖漁や烏賊漁を行い、旧7月下旬までに潮流の具合を見て、朝鮮に行って、鱈漁をするのがよいということであった。

5月22日に玉江浦を出て、翌23日の夜に對馬の深浦に到着、24日に巖ヶ原に

行き因幡の渡海船の船宿を訪ね、その紹介で西海岸の小網港に行って出漁の根拠地とする。6月5日から鯖漁をはじめたが、11日夜に大風雨にあい漂流する。朝になって釜山の南7里の島に漂着、近くにいる船の案内で釜山港に入る。他の鯖漁船が破損したり漁具を流失したりの被害を受けたにもかかわらず、竹田らの改良船は堅固で何らの被害も受けず、苦屋根を覆って漂流して無事であったことは、他の漁民には驚異と見られた。

釜山では、鯖を売って米を購入しようとしたが、朝鮮への出漁鑑札がなければ魚を販売することができないと教えられ、鯖漁につづく鱈漁のためにも鑑札が必要であると考えて、居留人総代役所に行き水道費20銭、領事館手数料10銭を納めた上で領事館に出頭した。領事館では好意的取計らいを受けたが、乗組員らは釜山で耳にした日本漁船と地元朝鮮人とのトラブルを恐れて、安全な対馬に帰ることを求めたため、朝鮮近海での操業をあきらめて6月14日に釜山を出帆、対馬の小網に帰り鯖漁をつづけた。

6月25日からは烏賊漁をはじめ、佐渡式漁法を使って大きな漁獲を得て注目された。しかし9月になって25日に高沢、市橋、島崎の3名が脚気になり、高沢は10月1日巣ヶ原の病院に入院する。竹田もまた脚気となつたことから帰国を決意し、10月18日には対馬を出帆する。途中石見の温泉津に重病の市橋を入院させるために寄港したが、市橋は20日に死去、医者からは帰国しなければ他の病人も危いと忠告されて22日に急ぎ出帆し、10月24日に泊に帰港した。

この出漁による総水揚高は約180円で、水夫は各10円づつを得たという。地元泊村にいて5月から10月までの6か月間に得られる漁業収益の金額は10円内外であるから、出漁が有利であるといってよい。ただ船頭の竹田は、医療費その他の経費を負担したため赤字であったという。慣れない船のなかでの生活で全員が脚気にかかったことが、今後の課題になる。

竹田は来年も出漁する決意を語っているし、水夫のなかにも同行を希望する者がいた。『鳥取県史』は、竹田のほか3人が出漁したと記しているが、出漁者は前述のように合計6人であった。また対馬を根拠にして朝鮮沿海の漁業に従事したとあるが、操業したのは対馬沖海域であり、釜山には漂着したにすぎないから、通説がいっている「朝鮮海出漁」とはいえないと思う。さらに1895

年の明治28年度に県が補助金を出したというのは確認できないが⁵⁾、遠洋漁業に対する県の補助金支出は1903年（明治36）からである⁶⁾。ただ使った船は鳥取県のものであった。

竹田の報告にもとづき、鳥取県では1894年（明治27）の『鳥取県勧業雑報』誌上で、朝鮮海出漁は北海道への出稼ぎに比して有利であるとして、「県下漁民カ奮發一層シテ大ニ朝鮮海ニ漁場ヲ開キ、天与ノ利益ヲ収メ、将サニ衰退ニ傾キツ、アル漁村ヲ回復センコトヲ希望スルモノナリ」と記すのであった⁷⁾。

ともあれ、以上のことから『鳥取県史』の記述は全面的に改められなければならない。

2 通漁規則をめぐる問題

日本漁船の朝鮮近海での操業は、1883年（明治16）に締結した「日本朝鮮貿易規則」第41款で、朝鮮国の全羅・慶尚・江原・咸鏡4道に往来捕魚することを認めたことによる。同時に彼我平等にということで朝鮮漁船は日本国の大分・筑前・長門・石見・出雲・対馬で操業することができるとした。次いで1889年の「日本朝鮮両国通漁規則」では12条の條文で以て詳細を定めた。問題は、その第1條で「両国議定地方ノ海浜三里以内ニ於テ漁業ヲ営」むと、海岸近くで操業することを認めただけで、漁業者が上陸して納屋を建てたり砂浜を占有したりすることについては何ら規定をしなかったことにある。このため、出漁した日本漁船は漁獲物の加工処理のため仮設の納屋の建設を求め、これを拒絶する地元漁民との間で対立をすることになる。郡役所と交渉しても通漁規則に規定がない以上、却下されるか、漢陽（ソウル）に照会した上で返答をするということになる。奥田亀造の『出漁日誌』から関係するところを摘記すれば次の通りである⁸⁾。

6月3日 …星観里ニ着ス、午後六時ナリ、数日同所ニ於テ試漁セント欲シ納屋ヲ設ク

6月10日 迎日湾括浦 此ノ地ニ於テ地曳網ヲ試漁セントセシモ、韓人括抗シテ聽カス、慰諭嚴責交々諭スルモ遂ニ応セサルヲ以テ、二里ノ湾奥浦項ニ到ルヲ決ス

6月11日 午前六時浦頂着、洞主ニ面会シテ來意ヲ告ケ、他漁業者ヲ諭示セシム、此處ニ於テ納屋ヲ設ケ數日試漁スルコトニ決ス

6月28日 安来津ニ至リ鯖群ノ大回遊ヲ見ル、洞主ニ面会シ此所ニ於テ試漁スル旨ヲ諭シ、彼ヲシテ衆漁業者ニ説カシム、衆快諾ス

6月29日 午前十一時自帆三隻船旗ヲ翻シテ來ル、直ニ信号シテ入川セシム、納屋ヲ設ケ試験ノ準備ニ從事ス、…其夜十時韓人數百人納屋ノ周囲ヲ包ミ、烽火ヲ焚イテ晝ノ如シ、一人來リ余ニ面会ヲ乞フ、余其暴徒ナルヲ了シ、衆ニ戒メテ輕挙ヲ禁ジ、若シ談判破レナバ遁ル、ノ方法ヲ教へ置キ、通弁ヲ伴ヒテ到ル、古老アリ謄然トシテ曰ク、速カニ去レ去ラサレバ鑿殺セント、暴言甚タ極ム、衆中或ハ嘔ルアリ、頗ル囂ス、余海關稅券ヲ示シ慰諭弁難スト雖モ頑トシテ応セス、之ニ於テ我外務大臣ノ海外旅行券ヲ示シ、韓国外部大臣モ諾ス、汝等亦何ヲカナス、若シ余ニ抗セハ、他日本津民ノ罪又輕カラス、且ツヤ先ニ余ノ試漁ヲ諾シ納屋ヲ建テシカ、今ニ到リテ去ルヲ強請スルハ信義ニ悖ル罪大ナリト、詰問遣責スレハ、彼ハ旅行券ヲ熟視シ後曰ク、日本外務大臣章アリ、此人侮ルヘカラスト、老翁立チテ衆ヲ制シ明日諒セント約シテ潰散セリ、其夜警戒シテ眠ラス

6月30日 人情不穏何レノ時珍事起ルカ難計ヲ氣遣ヒ、衆ニ命シテ納屋ヲ毀シテ北注文津ニ会スルヲ約シ、余ハ通弁人ヲ從ヘ江陵邑ニ到リ、郡守ニ面会シ談判ノ末、砂月津ニテ試漁スヘキ令状ヲ得、砂月津ニ至ル、砂月津ハ網多クシテ又人情穩カララス、遂ニ注文津ニ至ル、

7月2日 襄陽郡柯坪洞ニ入船ス、村民ニ來意ヲ告ク、彼等歓迎甚至ル、然レトモ帰服常ナキ韓人ナレバ、安木津ノ前轍ニ懲リタレバ、定約書ノ交換ヲ求ム、彼等曰ク郡守ヲ経テ交換セント、故ニ小屋掛ヲナサスシテ試漁ス

7月5日 余ハ通弁人ヲ從ヘ襄陽邑ニ到リ、郡守ニ面会シ來意ヲ告ク、彼レ通漁章程ヲ解セス、余カ通漁ヲ拒メリ、弁難通論稍ヤアル色アリ、彼曰ク日本人地曳網ヲ以テ來漁スルモノハ貴公始メテトナス、事外交ニ屬ス、宜シク京城ノ命ヲ俟チテ令状ヲ發セン、京城往復ノ日子十五日ヲ要ス

7月6日 衆先キノ安来津ニ一驚ス、本洞民今ハ安穩ナルモ、定約ナクテハ不慮アリ、且好漁場ニ非レハ北進シテ良港ヲ求ムニ如カズト

7月8日 五里津、余ハ通弁人ヲ伴ヒ杆城邑ニ到リ、郡守ニ面会シ釜山海關稅券ヲ示シ通漁ノ旨ヲ告ク、彼同シク通漁章程ヲ知ラス、曰ク地曳網ヲ以テ此海岸ニ來ルモノハ公ヲ始メテス、京城宮内部ノ命ニ非ラサレハ擅マ、ニ漁業ヲナスヘカラス、事外交ニ屬スルニアレ、之ヲ許サンカ後患アルヲ奈何セント、余ノ談論ニモ応セス、然ラハ余ハ通漁章程ニ依リ自由ニ試漁スヘシ、貴官ハ貴邦ノ法律ヲ以テ余ニ対セヨト、嚴談数嗟袂ヲ払ツテ帰ル

7月10日 (巨津で巡邏船に会う、元山支部長より) 津民ニ余カ通漁ノ旨ヲ諭シ、当津ニ於テ試漁ヲナスヘキ事ヲ以テス、彼津民漸クニシテ之ヲ諾ス、午前八時巡邏船ハ南航ス、余網主ヲ呼ヒ納屋ヲ建ツル事ヲ談ス、是時ニ当リ同津漁民等集リテ、余カ留ルヲ諾セス、暴言甚シ余カ大ニ窮ス、然レトモ止ムナキヲ以テ午後三時出帆北航ス、其目的タル好漁場ヲ認ムルナラハ断然根拠地トナシ、洞民及郡守ニ抗シ日本男兒ノ真想ヲ知ラシムヘシト、

7月11日 猪津ハ漁船繫泊ノ好適地ナリ、津民ヲ招キ來意ヲ告ク、彼等快諾、余ヲ待ツ親切ナリ、余郡守ノ意見ヲ語ル、尹乃七ト云ヘル義侠漢アリ、本津ノ勢力家ナリ、彼曰ク、公意ヲ勞スル勿レ、予郡守ニ対シ宜シキヲ計ラン、况シヤ村民ニ於テハ聊カモ苦情ヲ云ハシメズト、由テ根拠地ト定メ適地ヲ撰シ納屋ヲ建ツ 彼平民万事周旋セリ

7月24日 此日杆城邑ヨリ郡守ノ直使本洞ニ來ル、日本人來ツテ投網ヲナスモノアラバ、汝等死ヲ挺シテ去ラレヨト、洞民大ニ憂ヒテ去ルコトヲ請求ス、余一書ヲ郡守ニ与ヘテ其不条理ヲ詰リ、又洞民ヲ諭シ患ナカラシムルヲ以テス

8月31日 此日杆城郡書記來リ曰ク、前郡守去リ新任郡守來ル、前ニ貴公ヲ苦シメシハ前郡守ノ命ナリ、新郡守ハ日本派ノ人、貴公安全ニ試漁セラレヨト達命セリ

9月19日 午後高城邑ヨリ書記來リ、試漁ノ模様ヲ尋ネ、且税關証等ヲ取調タリ

6月3日の慶尚道星観里では、問題なく納屋を建設することができ、数日間の試漁が行われた。6月11日の浦項では、洞主に面会して来意を告げ、洞主から洞民に諭示させて納屋を建設して数日間の試漁をした。7月11日の江原道猪津では津民を招いて来意を告げて了解をとる。ここに根拠地を定め、12月8日に元山に引揚げるまでの間、滞在して操業した。

これに対して納屋の建設を拒否されたのは次の例である。

6月28日に安木津では洞主との間で了解をとりつけていたにもかかわらず、翌29日夜には数百人が納屋を囲み退去を要求される。30日には江陵邑の郡守と談判して、砂月津での試漁許可を得るが、人情不穏で中止。7月5日には襄陽邑で郡守に面会して通漁を申し込むが拒否される。杆城邑でも郡守に拒否された。7月10日巨津では、巡邏船で来た元山支部長には通漁許可の意向を示しながら、巡邏船が出帆した後になって洞民から拒否された。7月24日の猪津滞在中に杆城邑の郡守から退去が求められるが、8月31日には郡守が交代して試漁が認められた。

日本人の納屋建設を伴なう通漁を地元朝鮮側が許容しなかったのは、いずれも江原道に属する江陵・襄陽・杆城の各郡守であった。奥田との面会協議のなかで、奥田は通漁規則について郡守が理解していないことを抗議しているが、すでに江原道海域でも潜水器業者が操業していた以上、日本人の通漁が許可されていることは承知しているはずである。したがって、問題になることは、奥田が地曳網を使って試漁しようとしたこと、関連してその海浜に納屋を建設することの是非である。特に地曳網による試漁は奥田が初めてであったといわれていることは重要で、地元の対応も慎重にならざるを得なかったと思われる。

通漁規則では、海浜三里以内での通漁は認めていたが、上陸して仮設であれ納屋等を建設することには何らの言及もしていなかった。海浜で漁業をしていた船の乗員が上陸するには、外国である以上、それなりの手続きを必要とするのは当然である。奥田は日本政府発行の旅券を所持しておれば、いつでも外国へ行けると思っていたようである。郡守が旅券や釜山海關税券を確認した上で、なおかつ漢陽（ソウル）の内部（日本でいう内務省）に照会しようとしたのも、通漁についてではなく通漁者が上陸することの可否であったと推測できる。

しかし通漁規則には、上陸することや納屋を設置することについて言及していないにもかかわらず、通漁者は漁獲物の塩蔵や乾燥などの加工のため、洞首や古老と話し合って漁場の近くの海浜に納屋を建設してきた。1903年（明治36）に朝鮮沿岸に設けられた日本漁民の納屋は138か所であり、うち75か所が潜水器業者のものであるが、江原道では江陵・杆城郡各6か所づつ、通川郡2か所、高城郡1か所で、すべて潜水器業者のものである⁹⁾。アワビ・ナマコを捕獲する潜水器業者と同じように、イワシやフカの加工漁業にも納屋の設置が必要であった。この問題について元山領事は、通漁規則には規定がないので日本人には容易ならざる課題であると、次のように指摘していたのである。

「蓋シ鰯漁ハ常ニ地曳網ヲ使用スルカ故ニ、必ス陸上ニ於テ相当ノ地処ヲ有セサルヘカラス、然ルニ日韓通漁規則中末タ海岸ノ陸地ヲ使用スル規定ナキヲ以テ、本邦人カ該漁業ニ着手スルハ容易ニアラス」¹⁰⁾

早くから多数の日本漁船が通漁していた南部の慶尚道・全羅道とは異なって、潜水器業者のみが進出していたにすぎない東海岸の江原道にあっては、日本漁民との接触が限られていたし、地曳網を使用する漁法は地元との競合が予想されただけに、海浜での陸地使用には困難が多かったと思われる。江原道に進出して、まず納屋を設置したのは潜水器業者であった。彼らの漁獲はアワビ・ナマコであり、地元朝鮮人とは競合しなかった。その上、業者が需要する米や酒などの供給で、地元にもメリットがあったことが背景になっていた。しかしその反面では、地元住民との間でトラブルを発生していたのも潜水器関係漁民であった。1900年（明治33）7月の「元山支部第1回巡邏報告」には、「潜水器船水夫の悪行」として、高城郡三口味での窃盗事件、江陵郡注文津での酒代金未払事件、江陵郡安木津での地曳網用網類窃取事件などがあげられており、「若し如此事件続發するに於ては日本器械船の入港中は毫も油断出来ず、嫌厭に堪へず」と地元民が非難していることを記している¹¹⁾。

したがって、海浜での陸地使用と納屋設置のためには、通漁規則に規定がないのであるから、地元住民との間で特別な交渉で諒承をとりつけることが必要

であった。羽原又吉は、「その村の先達と稱する古老に熟談して村民を承諾せしめて小屋掛」をすることができたと述べ¹²⁾、金秀姫は、「土地使用に関して朝鮮人と契約する場合、納屋敷地が個人であるか村共同であるかによって異なったが、おおむね古者の許可を必要とした。契約期間は一年、漁期を終え納屋を撤去するときに使用料を払った」という¹³⁾。

こうした朝鮮現地での状況をふまえて1900年（明治33）には、朝鮮漁業協会としても「朝鮮海漁業に対する希望」をとりまとめた。希望事項は3件で、(1)通漁区域の拡張、(2)納屋設置の権利、(3)水産物の保護、であった。「納屋設置の権利」ではその理由を次のように述べている。

「本邦漁業者は朝鮮沿岸に出漁するを得るも、沿岸に納屋を設置する権利なきは漁業上一大欠点にして、通漁条約の更正を要する主要の條款なり、實に納屋は漁業上最も切要なるものにして、捕鯨業の如き又は潜水器漁業の如き、孰れも沿岸に截解或は乾燥、塩蔵等の処理を行ふが為め最も必要なるものなり、然るに本邦の漁業者は此権利を有せざる為め不便不利實に言ふべからざるものあり、若し此の権利を得て、到處漁場の沿岸に納屋を設置することを得るに至らば、漁獲物の処理宜しきに適し、朝鮮漁業の利益を擧ぐること今日に倍蓰するものあらむ。」¹⁴⁾

この希望事項は、趣旨内容ともに半年前の1899年（明治32）秋の第17回大集会で、農林省水産局長牧朴真が「会員」の資格で行った「朝鮮の漁業」と題する講演の内容と同じものである。すなわちそこでは、「小さな日本の漁船内では到底製造することは出来ないから、陸上に於て便利なる所に於て製造場と乾場を設けることは、沿岸漁業を許されると同時に当然の理屈であります」と述べ、「條約面に無いと今日では何かと言ひますから、将来若し朝鮮政府と日本政府と漁業上に就て相談される事があるならば、其時は土地を使用することも序でに条約面に明らかにして貰ひたいと考えています」と述べているのである¹⁵⁾。一会员の立場での発言ではあっても、牧が農商務省の水産局長であることは知られているので、直ちに朝鮮漁業協会の国に対する希望意見としてまとめられたものと思う。

3 1900年前後の江原道情報

朝鮮海出漁を決意するにあたって、奥田亀造は、どのような江原道情報をもとにして出漁を計画したのであろうか。

1893年（明治26）に朝鮮近海に出漁した泊村の竹田虎藏のことは前述した通りであるが、新聞で報じられた「朝鮮海出漁日誌」は、奥田の目にもとまつたはずである。奥田はその時22才であり、地曳網の網元の息子であったから、地元紙や鳥取県勧業課による行政情報についても接する機会があったものと思われる。したがって、竹田の「朝鮮近海出漁報告」についても、『鳥取県勧業雑報』誌上でどの程度紹介されたかはわからないが、前述したように、『大日本水産会報』には全文が掲載されており、それを見る機会もあったのではないかと推測している。それというのも、竹田の出漁報告を検討した上で、鳥取県勧業課は「之ヲ要スルニ朝鮮海ノ出漁ハ本県漁民ニ対シ、少クトモ便益アルヲ疑ハサルナリ」と、朝鮮海への出漁を『勧業雑報』誌上で勧奨しているのである。加えて県では、出漁にあたって「便益」になることとして、(1)気候が鳥取県と大差ないこと、(2)潮流の具合がほぼ同じであること、(3)漁具や漁魚の種類が同じであること、(4)平波の日が多いこと、(5)漁船で5日間で渡航できること、(6)船内で世帯ができること、(7)米価が安いこと、(8)漁場が広いことなどを具体的にあげて、北海道へ出稼ぎするのに比べると、ずっと有利であると述べるのであった。鳥取県としては、ゆきづまりつつある県下沿岸漁業の危機を開拓するものとしてとらえており、「県下漁民カ奮發一番シテ大ニ朝鮮海ニ漁場ヲ開キ天与ノ利益ヲ收メ、将サニ衰退ニ傾キツツアル漁村ヲ回復センコトヲ希望スルモノナリ」と大きな関心をみせていたことがわかる。

そして奥田は、1898年（明治31）に神戸市で開催された第2回水産博覧会に鳥取県出品人総代として参加して刺激を受け、朝鮮海出漁を決意したという¹⁶⁾。そこに参加している西日本各県からは、すでに多数の漁業者が朝鮮海に出漁していることを知り、自分もやってみようと思ったにちがいない。当然に鳥取県勧業課にも相談をして、朝鮮海出漁についての情報を入手したものと推測され、そのなかで『大日本水産会報』などの関係記事を読んだのではなかろうかと考

えている。奥田が朝鮮海に出漁する前年になる1901年（明治34）に、居村の大岩村役場によってまとめられた「岩井郡大岩村ノ漁業」のなかでも、将来の漁業発展の方向として、「是非遠洋漁業ノ実行ヲ要スト思意セリ、本村ニハ此ノ事ニ就テハ奥田亀造ナルモノアリテ、熱心シ居レリ」と¹⁷⁾、奥田が朝鮮海出漁を熱心に検討している状況を特筆しているのであった。

この時期の『大日本水産会報』誌上では、元山領事館や朝鮮漁業協会関係者による巡査報告などで、咸鏡道とともに江原道についての詳細な漁業情報が提供されている。そのほとんどが出漁者の状況と、今後出漁を考えている漁業者への留意事項などが主内容になっている。

その一例として、1892年（明治22）の朝鮮水産会社の玉名清報の「朝鮮海漁業概況」は、次のように述べている。

「韓人の気性を概論すれば、寧ろ愚昧と云ふべきか、思考力は極めて乏しく因循固陋なり、…江原道の如きは地形自ら山野に位し村落隔離の為め、相互交際上疎闊なるを以て、我等外人を見るや其嫌忌最も甚だしとす、独り全羅慶尚両道は我漁船の来往繁きを以て、彼我稍々言語を解し好意物品の交易をなすに不便を感じざるなり、」

「此等漁船は未開の沿岸に進行して漁業に従事するを以て薪水の欠乏に苦しむことあり、之を韓人に乞ふや、彼素より心に好みせざれば種々の口実を設けて与へず、之を弁せんと欲するも彼我言語通せず、是に於て血氣の輩は直ちに暴挙に出づ、是沿道海岸我漁人の韓人と争斗する始とす、元来朝鮮は其習慣として男子は婦人と同席同座して談話することを為さず、且又衣服の制は田夫漁翁と雖も帽を被り袴を穿ち、殊に婦人は衣裳整然遠く本邦人の及はざる所の者あり、故に裸体の如きは最も悪む所にして、直ちに他人より譴責せられざるはなし、然るに我漁夫輩は裸体は素より甚しきは褲をも用いずして敢て意となさず、沿道碇泊の浜畔を横行するあり、韓人の之を発見し怒を起さしむること甚たし、况んや婦人の此風軀に邂逅するや其狼狽名状すべからず」¹⁸⁾

裸体で上陸し薪水を求めて集落に入り、傍若無人の行動をとる日本人漁夫が

ひんしゅくを買っていたのは、朝鮮各地で継続していた問題である。したがつて、日本漁船が入港するや上陸を拒否し、納屋の設置にも反対を表明するのである。こうした日本漁船と漁民を熟知して対処していた南海岸の全羅・慶尚道海域に対して、東海岸の江原・咸鏡道海域は僅かに潜水器業者が訪れる程度で、他の網漁業者の通漁はなかった。この東海岸各地を巡回した朝鮮海通漁組合聯合会元山支部が、「江原道通漁奨励上の急務」を『聯合会報』で発表して、鰯と鰆の漁を積極的に勧奨するのは、1902年（明治35）であった¹⁹⁾。この年は奥田が出漁しており、根拠地に定めた江原道猪津で地曳網を3隻16人で操業していたことが、元山支部の「第3回巡査報告」のなかで確認されている²⁰⁾。

それより前の1900年（明治33）に実施された農商務省技師金田帰逸による「朝鮮漁業調査」が発表されている²¹⁾。朝鮮海出漁を計画していた奥田の目にふれる可能性があった調査報告である。この報告は、農商務省水産局が、遠洋漁業を奨励するために本局員を現地に派遣して調査させたもので、朝鮮海出漁を担当した金田は、「爾來我漁業者ハ慶尚全羅ニ道ノ海面ニ集中シ江原道、咸鏡道ノ漁業ニ着手スルモノ稀ナル所以ノモノハ何ソヤ」という問題意識をもって、朝鮮漁業調査を「江原咸鏡両道に於ケル漁業上ニ關スル調査を主トシタルコト」としてまとめている。ここでは、そのなかの「本道（江原道）ノ重ナル漁業及将来見込アルモノ」で述べられているなかから、重要と思われる箇所を摘記することにしたい。

「本道ニ於ケル朝鮮人ノ重ナル漁業ハいわし地曳網ニシテ、其他刺網類ノ外ハ網器ヲ使用スルモノアルヲ見ス、釣漁ノ如キモ近年我通漁者ヨリ習伝シタルふか延繩ノ外ハ多ク手釣類ヲ用フレトモ、概シテ漁具ノ構造粗笨ニシテ漁法亦拙劣ナリ、…網ヲ曳クモノ釣ヲ為スモノ皆農業ノ余暇ニ於テシ專業ノ漁者ハ甚タ稀ナリトス、漁獲物中いわしハ皆乾鰯ニナシ、ぶり、さわら等多獲アルトキハ塩蔵シテ仲買船ニ販売スルナリ」

「本道ニ於ケルいわし地曳網漁業ハ、朝鮮人ニ在テハ最モ重要ニシテ、漁場ニ關スル習慣其他漁業ノ組織等ハ殆ト我邦ノいわし地曳網ト其趣ヲ一二シ、互ニ他人ノ入漁ヲ拒ムカ故ニ、我邦通漁者ニシテいわし地曳網ヲ彼等ト同一ノ地区内ニ於

テ使用セントスルトキハ、彼等ニ対シ相当ノ分配ヲ為スヘキ契約ヲ結フカ、否ラサレハ彼等ト協和合同シテ着手スルニ非レハ、必ス紛擾ヲ生シ其結果遂ニ我通漁者ノ不利益ヲ蒙ルコト、ナルヘシ、要スルニいわし地曳網ハ最モ彼等ノ利害ニ関スル漁業ナルヲ以テ、我通漁者ニ於テモ猥リニ彼等ノ漁場ヲ侵シ営業ヲ阻害スルカ如キ行為ヲ慎マサルヘカラス」

「從来多クハ一種ノ漁業ヲ以テ目的トスルカ故ニ、不幸ニシテ一朝其漁業ニ不漁ヲ告クルトキハ失敗ニ終リテ空シク帰国セザルヲ得ズ、故ニ朝鮮海ニ於ケル漁業ノ目的ヲ達センニハ、成ルヘク二種以上ノ漁業ヲ撰ミテ着手スヘシ、例セハ江原道ニ於テ漁業ヲ営マンニハ、先ツ該地著名ノいわしヲ以テ主トシ、尚ホぶり、さら其他ふか等ヲ併セテ着手スヘキ設備ヲナス是ナリ」

いま奥田の出漁をふりかえってみれば、上述の金田技師の指摘事項を忠実に実行していることを知るのである。

第1は、出漁に準備した漁具についてで、当初は共同事業を予定していた米子町の小山光正と交わした契約書に記してある。すなわち八尺肩漁船二隻、五尺肩漁船一隻、鰯地曳網一続、荒目地曳網一続、鰆流網一続、十月繩三十把、鯛ブリー側、手操一続、鳥賊子釣具十人前、撲縄数種であり、奥田以下15名が乗組んでいった。鰯、鰆、鰈などの試漁をしたのは6月1日から11月26日までで、漁期を終って後に元山で鰯大敷網を新しく調製するとともに、朝鮮人の網3続を購入して巨津に備えて次年度の事業拡大を考えていた。

第2は、猪津で実施した秋の鰯盛漁期での地元漁民との合同漁業である。このことについて奥田の『出漁日誌』には何も記していないが、『朝鮮海通漁組合聯合会報』第4号には、奥田が困っていたので、元山の夏目市郎兵衛が地境で実施していた合同漁業を奥田にやらせ、漁獲物はすべて夏目が買収することにしたと記してある。合同漁業の内容は次の如くである。

「奥田ト韓人トノ間ニ訂結シタル契約ノ梗概ハ右ノ如シ

1、地境全村ノ漁夫ト奥田龜藏配下ノ漁夫ト共同漁業ニ従事シ（韓人ノ出資労力十六人、奥田ノ出資労力十四人）、鰯乾燥ノ労ハ村ノ負担ニテ、其製品ハ彼我折

半スルコト

- 2、鰯、鰆ハ捕獲ノ十分ノ三ヲ韓人ニ与ヘ、十分ノ七ヲ奥田ノ收得スルコト
- 3、地境村沿岸以外ノ場所ニ於テ漁獲セシモノニ対シテハ何等分配スルコトナシ、又他所ノ漁獲物ヲ地境ノ海岸ニ持運ビ乾燥スルコトアルモ、奥田ハ韓人ニ対シテ何等ノ報酬ヲ与フル事ナシ、但シ根拠ハ地境村ヨリ南方約半里許ノ猪津ト定ム²²⁾

それは「此方法ニ依リ合同漁業ヲ為サント欲セハ…容易ニ契約ノ目的ヲ達シ、陸地使用ノ点ニ於テ頗ル便利ナリトス」といわれているように、問題になっている日本漁民の海浜利用と納屋建設を、地元漁民に無理なく容認させる方途でもあった。したがって『朝鮮海通漁組合聯合会報』は、この地境での合同漁業を紹介するとともに、「此方法の如きは速に拡張実行すべきものならん乎」と許しているし、吉田敬市の『朝鮮水産開発史』もまた「最も安全で有利な経営法」であると評価しているのであった²³⁾。

すでに述べたように、奥田はいくつかの漁村で試験操業と納屋設置を申し入れたが、地元あるいは郡守からは拒否されている。その場合、奥田は強引に要求を押し通すことはしないで対決を回避し、受容してくれる漁村をさがして東海岸を北上し猪津に根拠地を定め、1里ばかり北にある地境で前述の合同漁業を行うことができたのである。根拠地に定めた猪津については、次のような記事がある。

「此地は杆城郡の西北端に位する漁浦にして湾口を東に開き村は湾の西辺に沿ヘリ、…湾内五六十間の沖合に当り浜畔に平行して岩石の伏在するもの恰も堤防状に延長するを以て、大抵の波浪は此の岩礁にて碎殺せらる故に、一日此内に入りたる以上は強風以下の風力なれば如何なる方位より来るも敢て危険に陥る虞なし、独り出入の通路狭くして入港の困難なると水深浅くして大船の寄泊に適せざるは此港の欠点とする処なり、人家五十戸余を有し、内三十戸は専門の農業家にして二十戸は農漁を兼業す、此村にて捕獲する魚類はイワシ、ブリ、サワラ、タコ、メバル、タラ等にして、内最も重要なものはイワシ、ブリ、タラにして、

サワラは釣漁に適せざるを以て漁獲甚た少しと云ふ、漁具は鱧網一張、築建網三張、鰐刺網十張を有するの外見るべきものなし、自村の湾内には全く漁場無きを以て、鱧網の如きも此村の西端北より地境迄約一里の間砂浜多きを以て其地に出漁し、築建網は当村の北端に突出する半島の尖端に装置す、…此地は耕地乏しく主として山腹の畠地によりて生活する位なるを以て、一般に生活の程度低く中以下のものにあっては粟、稗、馬鈴薯、味瓜等を常食とす、人情頑愚にして事理を解するもの少しつて雖も危害を加ふる等の虞なし」²⁴⁾

この猪津に奥田は7月10日から12月8日まで5か月の長期にわたって滞在する。7月24日には郡守の使いが来て退去を要求されたが、奥田は文書でその不条理を詰問する返事を出すとともに、動搖した洞民の慰撫に努めている。そして1か月後の8月31日には杆城郡役所から書記が来て郡守交代を告げ、新郡守は日本派ということで奥田の試漁に理解をもっていることが伝えられている。こうして12月8日の猪津退去の日の日誌には、奥田は猪津を「船員一同第二ノ故郷ト思ヒシ」と記し、洞民との離別を惜しんでいたのであった。このことは、江原道への出漁が、奥田にとっては成功であったと認識させるに十分な成果をあげたものということができよう。

鳥取県は1903年（明治36）から韓海漁業探検費補助を予算計上したが、奥田らがその年に出漁したかどうかは詳細を明らかにすることはできないが、角輪組の資料に「二ヶ年ニ亘リ主トシテ江原道ヲ根拠トシテ沿岸各地ニ地曳網ヲ操業シ、傍定置漁業ノ調査ヲナセリ」²⁵⁾と記しているので、出漁はしたものと思われる。そして巨済島への試漁などを経て、遠隔地で交通は不便ではあるが、1912年（明治45）江原道長箭湾の靈津に進出して根拠地と定め、資本金150万円を投資し株式会社角輪組を設立して、本格的な漁業經營に乗り出すのであった。

〈注〉

1) 内藤正中「角輪組の朝鮮江原道漁業進出」(I)、(II) (『北東アジア文化研究』

- 第12号、第13号、2000年)
- 2)、5)『鳥取県史』近代経済篇、p. 414
- 3)『山陰新聞』明治26年7月12日
- 4)『大日本水産会報』第141号、明治27年、pp. 48-61
- 6) 鳥取県『因伯記要』(鳥取県、明治40年)、p. 280
- 7)『鳥取県史』近代資料篇、p. 522
- 8) 奥田亀造『明治35年韓国東北海岸漁業探検出漁日誌』(鳥取市上町徳田隆一氏蔵)
- 9)『朝鮮海通漁組合連合会報』第4号、1903年、pp. 228-232から金秀姫が作成した表による（金秀姫「朝鮮開港以後に於ける日本漁民の朝鮮近海漁業の展開」—『朝鮮学報』第153号、1994年、p. 142)。
- 10)「咸鏡江原両道ニ於ケル本邦漁業者ノ景況」(『大日本水産会報』第144号、1894年)、p. 64
- 11) 元山支部理事林駒生「朝鮮通漁聯合会元山支部第一回巡邏報告」(『大日本水産会報』第222号、1900年)
- 12) 羽原又吉『日本近代漁業経済史』下巻 (岩波書店、1957年)、p. 101
- 13) 金秀姫前掲論文、p. 133
- 14) 朝鮮漁業協会「朝鮮海の漁業に対する希望」(『大日本水産会報』第213号、1900年)、p. 2
- 15) 牧朴真「朝鮮の漁業」(『大日本水産会報』第209号、1899年)、p. 6
- 16) 鳥取県岩美町教育委員会『ふるさと人物誌』(1989年)、p. 7
- 17) 明治34年8月「長官管内巡視一件書類」(『鳥取県史』近代資料篇)、p. 522
- 18) 玉名清「朝鮮海漁業概況」(『大日本水産会報』第117号、明治22年)
- 19)、20)、22)『朝鮮海通漁組合聯合会報』第4号 (1903年)、p. 105、p. 104、p. 295
- 21) 金田帰逸「朝鮮漁業調査」(農商務省水産局『遠洋漁業奨励事業報告』1903年)、p. 126以下
- 23) 吉田敬市『朝鮮水産開發史』(朝水会、1954年)、p. 186
- 24)「朝鮮通漁聯合会元山支部第一回巡邏報告」(『大日本水産会報』第224号、1901年)、p. 31
- 25) 角輪組『靈津漁業事業成績』1930年 (鳥取市徳田隆一氏蔵)